

ID: 1319

担当部署: 都市整備課

<b>処分の概要</b>	計画の認定の取消し		
<b>法令名 根拠条項</b>	中心市街地の活性化に関する法律 第29条第1項		
<b>法令番号</b>	平成10年法律第92号		
<b>【基準】</b> 法第29条第1項の規定による。 (計画の認定の取消し) 第29条 市町村長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、計画の認定を取り消すことができる。 (1) 前条の規定による命令に違反したとき。 (2) 不正な手段により計画の認定を受けたとき。			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和7年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日